

Ⅱ 基本構想

第1章 まちづくりの目標

1 まちのめざす将来像

広尾町が住みやすく、魅力的で活気のあるまちとして続いていくためには、10年後の理想のまちの姿を町民が共有し、それぞれが役割を果たしながら持てる力を最大限に発揮し、連携・協力してまちづくりを進めていくことが必要不可欠です。まちづくりワークショップを通じてそれぞれが想う理想のまちの姿を出し合い、ひとつの形にまとめた将来像です。

まちのめざす将来像

海・山・川が織りなす、希望が灯るサンタランド・ひろお

“海・山・川が織りなす”

海と山と川は広尾町民にとって生命の源であり、自慢できる宝物です。「織りなす」とは、複数の要素を組み合わせることによって優れた全体像を成すさまをいい、広尾町が優れた海と山と川に囲まれ、それらが組み合って生み出された恩恵により発展してきたことを表しています。

“希望が灯るサンタランド”

「愛と平和、感謝と奉仕」を基本理念とするサンタランドが国内唯一であることを誇りに思い、まちの未来に希望が持てるよう、イルミネーションを灯すことを「希望が灯る」と表しています。

2 まちづくりの基本目標

まちのめざす将来像を実現するため、次の5つの基本目標を設定しました。

基本目標1 豊かな自然を生かした活力ある産業のまちづくり

基本目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせる支え合いのまちづくり

基本目標3 豊かな心を育み文化を高めるまちづくり

基本目標 4 住みやすさが感じられるまちづくり

基本目標 5 次世代に引き継ぐことができるまちづくり

第2章 基本目標と政策の説明

基本目標 1 豊かな自然を生かした活力ある産業のまちづくり

総論

広尾町の経済を支える第一次産業をはじめとする各産業をこれからも持続可能な形で継続させるため、各産業の魅力を高め、町内はもとより都市部などから多様な人材の労働力を確保したり、人工知能 (AI)¹⁹ や情報通信技術 (ICT)²⁰ など最新技術を導入し、雇用環境や働き方を抜本的に変革するなど、担い手の確保を図ります。また、広尾町の食資源や自然環境の価値を最大限に生かした観光振興を推進するとともに、広尾町の食文化を次世代に継承するための取組を関係機関が連携して進めます。

政策 1 第1次産業の振興

【水産業】

前浜の資源減少を克服するため、今まで実施してきた増殖事業を継続・充実させるとともに、新たな栽培漁業の確立をめざすことに加え、後継者の育成も図りながら、広尾漁業協同組合を中心に将来にわたり持続可能な水産業のあり方の再構築をめざします。

【農業】

農村を形成する家族経営から、法人など大規模経営まで、多様な経営体に対するきめ細かな支援を継続・充実させるとともに、広尾町農業協同組合を中心に食の安心安全や環境にも配慮した農業の確立、地産地消の取組などを推進します。

【林業】

まちの森林資源を守り育てるため、広尾町森林組合を中心として引き続き適切な森林整備を進めるとともに、伐採適期を迎える地域材の利用価値を高め、地元利用はもとより、都市部や外国への販路拡大も視野に成長産業化をめざします。また、林業に対する町民の理解や関心を深め、将来の担い手育成を図るため、幼児期からの木育を推進します。

政策 2 商工業・観光の振興

【商工業・観光】

購買力の町外流出を緩和するため、買い物弱者の利便性の確保に努めながら、情報発信力を高め、広尾町商工会を中心に町内消費を喚起する取組を進めます。また、後継者のいない個人経営の事業承継²¹を支援するとともに、広尾町の食の優位性を生か

しながら、まちの魅力を集めた拠点施設を作ったり、新たな起業を促し、若い世代にとって魅力的な仕事を創るなど、町と関係機関が一丸となり、まちの賑わいを創出する事業を展開します。さらに、広尾町観光協会を中心に情報発信力を強化し、体験型観光²²やサンタランドなど、まちの観光資源を最大限に生かした観光振興に取り組みます。

【重要港湾・十勝港】

高規格幹線道路の全線事業化や物流拠点としての利便性向上など、十勝港の優位性を高める動きを的確に捉え、官民一体となった誘致活動を展開し、新たな企業進出や定期航路²³の開設をめざします。

基本目標 2 住み慣れた地域で安心して暮らせる支え合いのまちづくり

総 論

人口の自然減の緩和を図るため、各種子育て支援策を講じることにより、子どもを産み育てやすい環境を整え、出生数の増加をめざします。

また、団塊の世代が75歳以上となる令和7年以降も後期高齢者の割合の増加が見込まれることから、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム²⁴の充実を図り、町民が要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるための支援体制を強化します。

政策 1 子育て・福祉の充実

【子育て支援】

慢性的に不足する保育士の人材の確保に努めるとともに、子育て応援ボランティアの育成と組織化(ファミリー・サポート・センター²⁵)を進め、子育て援助活動の充実を図ることにより、多様な保育ニーズに対応できる体制を整えます。

【地域福祉】

色々な世代・立場の人が自由に交流する場をつくり、町民が日常の中で緩やかに見守り合う関係の構築を促します。また、何らかの支援を必要としている人に対する相談支援機能を強化し、適切なサービスに繋げる体制を整えるほか、小中学生や高校生などを対象に、将来の地域福祉を担う人材の育成を図ります。

政策 2 高齢者・障がい者福祉の充実

【高齢者・障がい者福祉】

まちづくりに貢献する意欲のある元気な高齢者の活躍の場をつくるとともに、障がい者に対する地域住民の理解を深めながら、一般就労を促進するなど、障がい者が安心して暮らせる環境をつくれます。

【介護予防・介護サービス】

いきいき百歳体操など、介護予防の取組をさらに普及させるとともに、認知症サポー

ター²⁶養成講座を継続して実施し、町民の認知症に対する理解の促進を図ります。また、引き続き介護人材の育成確保にも努めるとともに、要介護者の自立支援や介護予防・重度化防止の推進、介護者に対する支援などを行い、要介護状態になっても自分らしく暮らし続けることができる環境を整えます。

政策3 健康づくりの推進

【健康づくり・医療】

健診の重要性を啓発し、受診率を向上させるとともに、医療機関と連携し、適切な医療を提供する体制をつくります。また、運動習慣の定着を図るなど、町民の自主的な健康づくり活動を支援します。さらに、広尾町の食資源を生かした食育を推進し、子どもから大人までが正しい食習慣を身に付けるための取組を推進します。

基本目標3 豊かな心を育み文化を高めるまちづくり

総論

少子化が進み、学校の小規模化が避けられない状況の中、連携型中高一貫教育やコミュニティ・スクールの取組を継続し、学校と地域がパートナーとして連携・協働する体制を充実させるとともに、少人数教育のメリットも生かしながら、幼児教育から高校教育まで一貫した学びの充実を図り、広尾の子ども達を地域ぐるみで守り育てる環境を作っていきます。

また、人口減少社会に対応した新しい社会教育・生涯学習活動のあり方を探るとともに、まちの歴史や文化に対する町民の興味や理解を深め、次世代に伝承する活動を推進していきます。

政策1 幼児教育・学校教育の充実

【幼児教育・義務教育】

認定こども園や保育所における幼児教育を充実させ、「5領域10の姿」の達成に向けて取り組みます。また、小中学校では、これからの時代に求められる能力の向上や基礎学力の定着、基礎体力の育成に努めるとともに、コミュニケーション能力の向上、自然体験の充実など、人格形成に関わる様々な視点における充実した学びを提供します。さらに、子ども達がまちの産業や文化への興味と理解を深める体験学習を充実させ、郷土への愛着の醸成を図ります。加えて、教職員が一人ひとりの子どもに目を配る関わり方ができるよう、業務負担を軽減するなど働き方改革を進めます。

【高校教育】

地域コミュニティの中核である広尾高校に町内外から多くの生徒を集めることができるよう、あらゆる支援策を講じて、その魅力を向上させるとともに、ピーアールにも努めます。また、町民が広尾高校をまちぐるみで応援する体制をつくるとともに、

町内関係機関が一丸となって存続活動に取り組みます。

政策2 生涯学習・社会教育の推進

【社会教育・生涯学習】

社会教育や生涯学習の活動について、人口減少社会に対応した新しい活動形態を確立し、すべての町民に幅広い学習機会を提供します。また、サークル活動や少年団活動、文化活動などについて、新たな分野の開拓や、色々な種目を気軽に体験できる体制の整備、未利用施設の有効活用、他のまちの施設の広域利用など、多様な活動形態が可能となるよう、転換を図ります。

【文化財】

小学生から大人までが郷土の歴史や文化を学び、次世代に伝承する活動を推進するとともに、図書館と海洋博物館を学びの拠点と位置付け、図書館サークルや博物館応援ボランティアの育成、出前博物館の開催など、学びと伝承が町民レベルで活発に行われるよう支援します。

基本目標4 住みやすさが感じられるまちづくり

総論

自然災害や火災、犯罪など日常生活を脅かす様々な脅威に対する備えを充実させ、住民が安心して暮らせる体制を整えるとともに、高齢化の進行に伴う住民生活上の様々な課題に対応することにより、一人暮らしの高齢者でも不自由なく暮らすことができる生活環境を整えます。

また、道路や情報通信設備など各種インフラの整備や、公共交通の確保などにより、便利で快適な住民生活の確保に努めるとともに、エネルギー確保や廃棄物の適正処理など、持続可能なまちづくりに向けて、住民生活に密接な分野における取組を推奨します。

さらに、新しい公園のあり方について、住民参加を募りながら議論を重ねるとともに、豊かな自然環境や景観について、その保全と活用を図ります。

政策1 安心・安全な環境の確立

【防災・消防】

町をはじめ、関係機関、自主防災組織などの地域団体、各家庭における地震や津波などの自然災害や火災に対する備えや訓練を充実させるとともに、人材育成を図りながら、まち全体の防災力を向上させます。

【交通安全・防犯】

防犯意識や交通安全思想の高揚を図り、近年多発する高齢者を狙った悪質犯罪や高齢者ドライバーによる事故の未然防止に努めます。

【買い物環境】

買い物の安全性や利便性を高め、町民が町内で買い物しやすい環境を整えます。

政策2 便利で快適な生活の確保

【道路交通・公共交通】

安心安全な道路交通を確保するため、道路や道路構造物、街路灯などの補修や整備を計画的に進めます。公共交通については、利用者のニーズを捉え、持続可能な地域公共交通体制の確立をめざします。

【居住環境】

公営住宅をはじめとする住まい情報を一元化し分かりやすく提供するとともに、近年増加する空き家については、再利用可能なものは利活用を検討するとともに、老朽化した建物は、周辺地域に危険を及ぼしたり、景観を損ねることのないよう、所有者に働きかけるなどの対策を講じます。

【環境衛生】

廃棄物処理など環境衛生については、地球規模の課題にも対応するため、町民から取組の輪を広げるエコ活動の展開を促すとともに、葬斎場については、炉の老朽度合いの推移を見つつ、改築時期を協議します。

【生活インフラ】

生活の快適性や利便性に直結する、上下水道施設、情報通信設備については、安全性の確保と地域間格差の解消に努めるとともに、人工知能(AI)や情報通信技術(ICT)など最新技術について、産業、医療、教育などあらゆる分野への活用を積極的に進めます。

政策3 環境保護の取組

【エネルギー】

大規模災害発生に備えるため非常用電源を確保するとともに、一般家庭や事業所、産業活動に至るまで、省エネルギーの取組や、再生可能エネルギー²⁷の有効活用など、平時から環境に配慮したエネルギー利用のあり方の意識の高揚を図ります。

【公園・緑地】

幼児から大人まで幅広い年代の町民が集い楽しむことができる場を創出するため、災害対応機能を有した町民参加による新たな公園づくりを進めます。

【自然環境・景観】

地域の自然環境について学ぶ機会を設けて理解を深めるとともに、町民総ぐるみの環境美化活動や景観スポットの紹介などを行い、その保全と活用を図ります。

基本目標 5 次世代に引き継ぐことができるまちづくり

総論

町民のまちづくりへの参加意識を向上させるため、町民参加のルールづくりや、参加機会の拡充により、まちづくりに対する町民満足度を向上させるとともに、様々な分野におけるまちづくり人材の育成を図り、住民が活躍できるまちづくりを推進します。

また、町内会によるコミュニティ機能の維持に向けて、各種支援を行います。さらに、持続可能なまちづくりを進めるため、確かな財政基盤の確立をめざすとともに、移住促進や地域間交流など、定住人口や交流人口²⁸、関係人口²⁹の拡大を図ります。

政策 1 住民が活躍するまちづくり

【町民参加・人材育成】

町民のまちづくりに関するアイデアを取り入れたり、まちづくりについて話し合ったりする機会を確保し、町民のまちづくりへの参加意識の向上を図りながら、町民参加型のまちづくりを推進します。また、町民参加の基本ルールをつくり、まちづくりへの町民参加の仕組みを明文化します。さらに、あらゆる年代、あらゆる分野に亘る多様な人材育成事業を展開し、住民が主役となり活躍する持続可能なまちづくりを推進します。

【コミュニティ】

町内会によるコミュニティ機能の維持に向けてあらゆる支援を行い、住みやすさの根底にある「身近な地域社会の中で見守られている安心感」を確保するとともに、活発な町内会活動を促します。

【広報・広聴】

町民通信員の協力やSNSの活用などにより、町民参加型の広報へ転換するとともに、常に情報をオープンにし、情報を受け取る人が必要とする情報を分かりやすく伝えることに努めながら、町の情報発信力を強化します。また、あらゆる方法により、まちづくりに対する町民の意見を聞く機会の確保に努めます。

政策 2 地方創生の推進

【行財政運営】

引き続き行財政改革に取り組むとともに、町の財政状況に対する町民と役場職員双方の理解を深めることに努めながら、行政評価の運用により適正に施策や事務事業を推進し、将来に亘り持続可能なまちづくりをめざします。

【移住・定住、交流、関係人口の拡大】

結婚支援、移住促進、シーズンステイ³⁰受入、ホームステイ³¹受入、地域間交流など、様々な目的で広尾町へ訪れる人を受け入れる体制を整え、地方創生の要となる、移住・定住、交流、関係人口の拡大を図ります。

第3章 人口指標と施設管理の方向

1 人口指標(将来人口の推計)

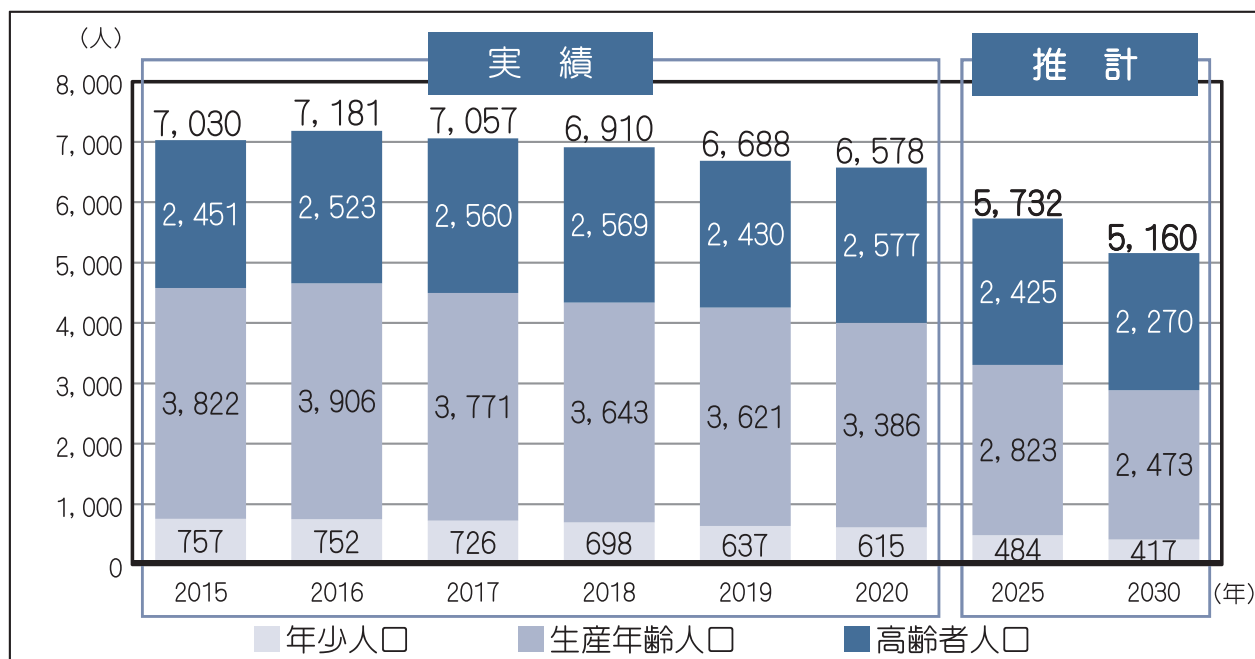
国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」という)が平成30年3月に公表した将来人口推計に準拠した推計によると、広尾町の人口は、平成27(2015)年の7,030人から令和27(2045)年には3,394人、令和47(2065)年には1,770人まで減少すると見込まれています。

本町では、社人研の推計を基にし、出生に関する仮定を「**合計特殊出生率³²は1.44を維持する**」、移動に関する仮定を「**2010年から2015年の純移動率が2030年までに0.75倍に縮小する**」として独自の推計を行い、**5年後(2025年)の目標人口を5,732人、10年後(2030年)の目標人口を5,160人**とします。

I 広尾町の年齢階層別人口(実績と推計)

(上段：人、下段：%)

区 分	実 績						推 計	
	国調	住民基本台帳(9月末)					5年後	10年後
年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2025	2030
総 数	7,030	7,181	7,057	6,910	6,688	6,578	5,732	5,160
高齢者人口 (65歳以上)	2,451 (34.9)	2,523 (35.1)	2,560 (36.3)	2,569 (37.2)	2,430 (36.3)	2,577 (39.2)	2,425 (42.3)	2,270 (44.0)
生産年齢人口 (15～64歳)	3,822 (54.3)	3,906 (54.4)	3,771 (53.4)	3,643 (52.7)	3,621 (54.2)	3,386 (51.5)	2,823 (49.3)	2,473 (47.9)
年少人口 (0～14歳)	757 (10.8)	752 (10.5)	726 (10.3)	698 (10.1)	637 (9.5)	615 (9.3)	484 (8.4)	417 (8.1)



2 施設管理の方向

全国的に公共施設やインフラの老朽化対策が大きな課題となる中、本町においても、公共施設については、人口減少・少子高齢化の進行に伴う年齢層の変化などにより、今後の利用需要の変化が予想されることに加え、過去に建設された施設が大量に更新時期を迎える一方で、財政は依然として厳しい状況にあります。また、インフラについても、高度経済成長期に整備された社会基盤施設の老朽化が進んでいます。

これらの問題を解決するため平成28年12月に策定した「広尾町公共施設等総合管理計画」に基づき、本町にある公共施設の効果的かつ効率的な活用や必要な公共サービスを持続的に提供し続けられるための取組の推進とともに、各種インフラ施設についても、計画的かつ効率的な維持管理や補修を継続的に実施していく必要があります。

I 施設・建物の目標

① 施設総量(総床面積)について

将来の人口動向や財政動向を踏まえ、新規の公共施設(建物)は供給量を適正化することとし、公共施設の統合・廃止、規模縮小について継続的に検討・実行を進めることにより、保有する公共施設の全体面積については、**2030年までに2019年比10%の削減**を目標とします。(参考：2019年建物総延床面積123,321㎡)

② 新規整備や施設の更新・建て替え・集約化について

単独施設での新規整備は慎重に検討し、改築、改修する場合も、施設の統廃合、複合化、多機能化を基本とすることで、施設の管理運営費の縮減を図ります。

また、利用者が特定の地区住民や特定団体などに固定化している施設については、関連団体等への移転や譲渡等の可能性を検討します。

利用率が低い公共施設や、老朽化して実質的に遊休化している施設については、その機能を移転した上で、除却または、売却、貸付等を検討しますが、広域な町域を持つ本町の地理的条件を考慮します。

統廃合や建替等により使われなくなった旧施設

旧広尾小学校(一部を文化団体の活動施設、役場書庫などとして利用中)	旧広尾保育所・旧丸山保育所
旧野塚小学校(野塚交流館部分を除く)	旧音調津保育所
旧音調津小学校・中学校	シーサイドパーク総合管理棟
旧野塚中学校(一部を物品庫として利用中)	海洋レストハウス
旧豊似中学校	林業振興センター(旧ゆうゆう舎)
旧教員住宅(広尾、野塚、豊似、音調津)	清掃センター
旧学校給食センター	音調津生活改善センター

③ 施設の維持ならびに管理運営コストについて

管理運営については、地域住民や団体による協力など民間のさらなる活用を検討します。指定管理者制度の導入についても、メリット・デメリット等を把握した上で、必要に応じて検討します。機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減させることに取り組みます。

Ⅱ インフラの目標

インフラについては既に個別に定める長寿命化計画や点検結果等に従い、維持管理、修繕、更新、取り壊し等を進めていきます。

① 投資の方向性について

単なる新設等への投資はできるだけ抑えることとし、既存施設に係る維持管理については、安全機能の確保を最優先にし、計画的に改修を行っていきます。

② コストの縮減について

安全に配慮しつつも、適切な整備を行うことで長寿命化を可能な限り図ることとします。また、計画的かつ効率的な改修・更新を推進し、ライフサイクルコストの縮減を目指します。

第4章 自然災害や感染症など脅威への対応とまちづくり

本計画の策定作業中に新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、日本においても初の感染者が発生した令和2年1月以降、現時点(令和2年11月末現在)において全国で14万人を超える人が感染し、2千人を超える方が亡くなっている状況です。北海道においても令和2年1月末に初の感染者が発生した後、札幌圏を中心に感染が広がり、学校の臨時休校や飲食店の休業、外出の自粛など、私たちの生活に大きな変化をもたらし、経済にも大きな打撃を与えるなど、短期間で社会が一変してしまいました。

国が示す「新しい生活様式」による行動変革が国民に求められ、マスクの着用や消毒の徹底、対面でのコミュニケーションがオンラインに置き換わるなど、その生活様式が日常の中に定着しつつあります。現時点で未だ「コロナ禍」から抜け出すことができない私たちは、以前は当たり前であった“人と人とのふれあい”を通じて得る心のぬくもりのようなものが、実はかけがえの無い大切なものであったことに気づかされました。

地方で生活する私たち、都市で生活する人々、双方の価値観が大きく変わった中で、これからのまちづくりに向けて、それぞれのまちはどのような方向をめざすべきなのか。日常の中に定着した感染症対策を講じながら、住民が生き生きと暮らせるまちづくりを進めるにはどうしたらよいのか。その答えをすぐに見つけることは難しいですが、町としては、これからも自然災害や感染症などの脅威から町民を守りながら、活気のあるまち、安心して暮らせるまちを実現するため、基本計画に掲げる各施策を町民とともに実行していきたいと考えます。